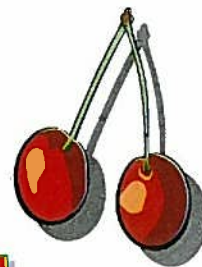


2008
vol. 6



さくらんぼ

恵庭市男女共同参画情報紙



恵庭市民憲章

- ・自分の仕事を愛し、じょうぶなからだで働きましょう
- ・たがいに尊重しあい、なごやかな家庭をつくりましょう
- ・自然を愛し、緑の美しいまちをつくりましょう
- ・きまりをまもり、住みよいまちをつくりましょう
- ・知性をたかめ、かおりゆたかな文化のまちをつくりましょう



あなたは どう感じますか？

毎日が、「平和で安心な暮らしであって欲しい」と願いつつも、現実には、今自分に起きている出来事や過去の経験に心が奪われたりしながら淡々と毎日が過ぎて行きます。

テレビや新聞などで、「ドメスティックバイオレンス（DV）」や「セクハラ」という言葉や事件を耳にすると、「こんなこともあるんだなあ」と興味をもつ人、「私には、関係ない」と思う人、その言葉に、嫌悪感をもつほど怖れを抱えている人もいるでしょう。また、幼い頃にわが身に起きた出来事に、心を傷めていつの間にか年をとり、傷を癒せず墓場まで抱えていこうと考えた方もいます。多くの方が「DV」や「セクハラ」の悩みを抱えています。

今回は、ある地方で起きた事例を取り上げてみました。

Aさん（男性35才）は、父親が会社経営をしている女性と結婚しました。会社を継ぐことと苗字を継ぐことを女性の両親と約束し、婿養子としての生活が始まりました。二人の子どもにも恵まれ、順調に生活しているように見受けられました。ところがAさんの心と体は、傷ついていました。その頃も「DV」という言葉はありましたが、ほとんどの場合、男性が女性に暴力を振るうものと考えられていましたが、Aさんは、妻から暴力を受けていました。婿養子になり、妻の両親と私生活でも仕事でも共にする時間が多くなると、妻の家族の攻撃的な性格を感じるようになりました。いつしか妻は、自分の思い通りにならないと言葉だけではなく、物品を投げつけたり、殴られたりしたこともありました。

暴力が大嫌いなAさんは、妻に話合いで納得してもらおうと語りかけを続けましたが、努力もむしく離婚を決意します。妻の両親は、娘をそうさせたAさんに責任があると申立て、夫婦の財産の分割にも口をはさんできます。Aさんは、親権もなにもかも捨て、身一つで婚家を出ました。



「暴力をふるわれても、暴言を吐かれても、妻に手をあげなかったAさんの気持ち、大好きな子ども達と離れる悲しみ…」



男性が女性に対する暴力ばかりが表に出ますが、その逆もあるのです。また、妻が夫の暴力から逃れるために、子どもがその犠牲になっていることも多々あります。

妻には、日常的暴力的な言葉と行為による押さえつけ、さらに子どもには、性的虐待が行われていることもあります。自分が父親の言うことを聞かなければ、母親がいじめられると思い我慢する場合もあるし、父親からの行為の意味することがわからない場合もあります。中には、祖父からそのような虐待を受けていることもあります。

表にでる事件は氷山の一角で、先ほどの話しのようにならなくとも、その一歩手前であったり、言葉や態度による暴力が、夫婦双方で行われている場合もあるでしょう。

それらの行為によって、傷ついた人をサポート・ケアする機関もあり、勇気を出して相談することも一つの解決方法です。

男女がともに、心の平和と安全安心な生活を選択することは、難しいことでは無いはずですが、「互いの命を大切に扱い、思いやりの心をもつ」ことを、心がけるようにしましょう!!

配偶者暴力防止法が 変わりました!!

平成20年1月11日スタート

改正のポイント



- ① 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます。
- ② 被害者に対する電話・電子メール等が禁止されます。
被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができるようになりました。

1. 面会の要求
2. 行動の監視に関する事項を告げること等
3. 著しく粗野・乱暴な言動
4. 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
5. 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）

6. 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
7. 名誉を害する事項を告げること等
8. 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等



- ③ 被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。
配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動をおこなっていること等の事情があることから、被害者が配偶者と面会せざるを得なくなることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができるようになりました。

2 市町村基本計画の策定

都道府県のみ義務付けられていた配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が、市町村の努力義務となりました。

3 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

- ① 市町村の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）としての機能を果たすようにすることが、市町村の努力義務となりました。
- ② 被害者の緊急時における安全の確保が、支援センターの業務として明記されました。

4 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

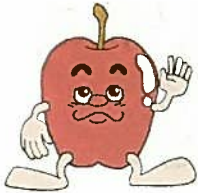
保護命令を発令した場合、裁判所は速やかに、保護命令を発したこと及びその内容を、被害者が相談等をした支援センターに通知することとなりました。



耳よりまめ知識



《 りんご・バナナ・アボガド・レモン 》



りんごには、動脈硬化、糖尿病、大腸がん、高血圧などの生活習慣病の予防に効果がある「食物繊維」や「カリウム」が多く含まれているので、毎日1～2個のりんごを食べるとよいでしょう。また、りんごの皮にも食物繊維が多く含まれているので、丸かじりすることで無駄なく摂取でき、健康の増進に効果的です。

バナナは炭水化物が主で、ビタミンA・B1・Cを含む栄養価が高い果物です。ところが、最近ではダイエット食として注目され、黒酢など酢と一緒に摂ると効果的と言われています。



アボガドは、コレステロールを下げる不飽和脂肪酸のオレイン酸やリノール酸、リノレン酸をはじめ、老化防止に役立つビタミンE・A・C、カリウム、マグネシウム、リンなどのミネラルも多く含んでいます。栄養価が高く、アボガド1個は、ごはん1膳の約1.4倍のエネルギーにあたります。

レモンの果肉には、ビタミンC（美肌効果）・クエン酸（食欲増進効果）が多く、果皮はシトラール（リラックス効果）などの精油を含みます。かぜの初期に、レモンの果皮を刻みハチミツを加え、熱湯を注いで飲むと汗が出て熱が早くさがります。また、3～5個分の果皮を刻み、布袋につめ湯船に入れると皮膚の美容にもよく、湯がめしにくい体になり、冷え症などにもよいといわれます。



体にいい物でも食べ過ぎに注意しましょう!!



男女共同参画関係相談窓口

配偶者暴力に関する道内の窓口

北海道立女性相談援助センター TEL 011(666)9955
 札幌市配偶者暴力相談センター TEL 011(728)1234
 北海道庁環境生活部生活局参事 TEL 011(221)6780
 石狩支庁地域振興部環境生活課 TEL 011(232)4760

労働相談に関する窓口

札幌総合労働相談コーナー TEL 011(223)8712
 札幌東総合労働相談コーナー TEL 011(894)1120

女性問題全般

(財)北海道女性協会 TEL 011(251)6349
 (人生相談・法律相談は事前に予約が必要)

恵庭市の相談窓口 (TEL 0123-33-3131)

無料法律相談(事前に申込みが必要です)

広報広聴課 (内線2363)

配偶者への暴力 子ども家庭課(内線1231)

健康相談 保健センター TEL37-4121

総務部総務課では、この情報紙や男女共同参画に関する皆さんからのご意見・ご感想を待っています。

※ 出前講座もご利用ください。

発行 平成20年3月
 恵庭市役所総務部総務課
 TEL 33-3131 (内線2212)